

介護予防・日常生活支援総合事業の単価の見直しに伴う サービスコード表の改正について

(1) 介護予防訪問サービスにおけるサービス提供責任者体制減算の廃止(平成31年4月から)

平成30年4月にサービス提供責任者の任用要件から初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者が廃止され、現に従事している者に係る1年間の経過措置も平成31年3月末に終了します。

これに伴い、平成31年4月より、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算(サービス提供責任者体制減算)が廃止となります。

(厚生労働省通知 老振発0110第1号、老老発0110第1号 平成31年1月10日 参照)

(2) 介護予防通所サービスにおける送迎なし減算の新設(2019年7月から)

サービス内容に応じた利用者負担とするとともに、自立支援の観点から、送迎の利用がない場合の減算を新たに設定します。

(平成31年3月13,14日 神戸市介護保険事業者説明会 当日配布資料 参照)